

第10期宇部市高齢者福祉計画の概要

1. 計画の趣旨

第9期宇部市高齢者福祉計画からの課題である認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加といった社会構造の変化や介護人材の確保への対応を継続しながら、令和22年（2040年）に向けた中長期的な人口構造やサービス需要を見据えた計画として、「第10期宇部市高齢者福祉計画」（以下「第10期福祉計画」という。）を策定します。「第10期福祉計画」では、介護保険事業計画と老人福祉計画、認知症施策推進計画の3つの計画を一体的に策定します。

令和6年1月1日施行 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

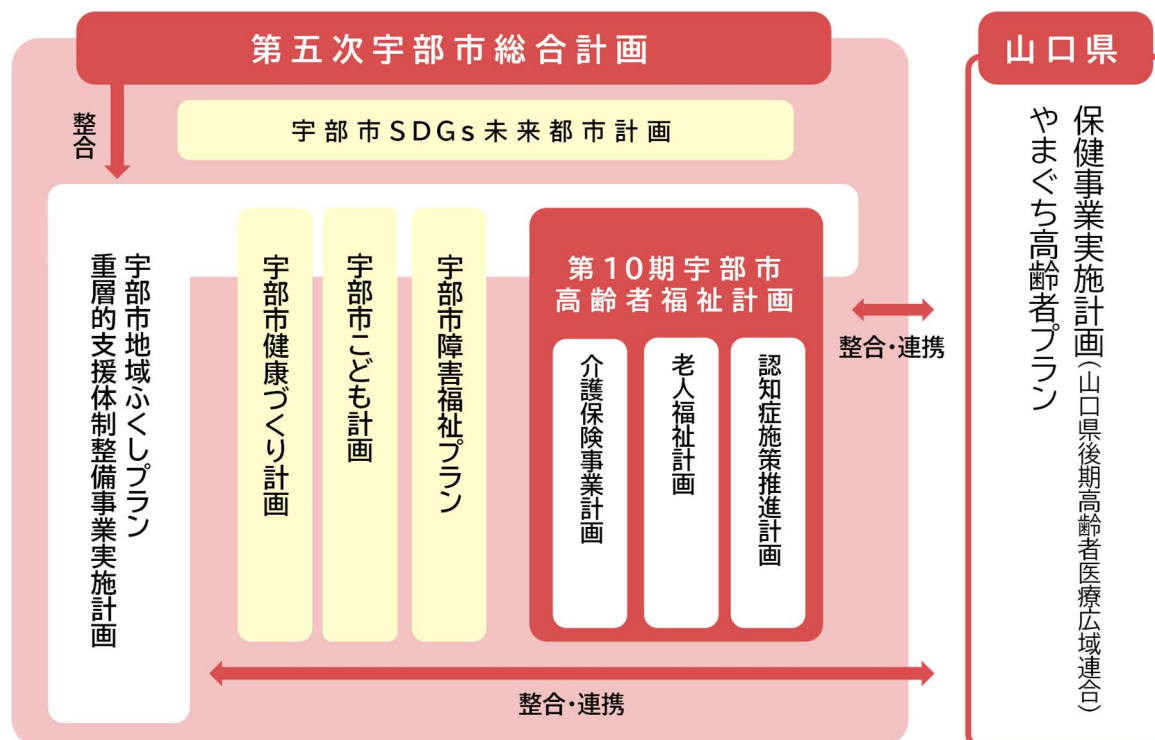
「市町村は、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。」とされた。

認知症施策推進計画は、制度上の位置付けや目的において、高齢者福祉計画と密接な関係を持つことから、新たに「認知症施策推進計画」を包含したものとする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画及び、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく認知症施策推進計画を一体的に策定するものです。

また、策定にあたっては、「第五次宇部市総合計画」を最上位計画と位置付け、「宇部市SDGs未来都市計画」や「宇部市地域ふくしプラン」、「宇部市健康づくり計画」等の関係計画及び山口県が策定する「やまぐち高齢者プラン」や山口県後期高齢者医療広域連合の「保健事業実施計画（山口県後期高齢者医療広域連合）」と連動し、調和のとれたものとしします。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの 3 年間とします。また、中長期視点として、介護サービス需要の変化や現役世代の減少など人口構造の変化が顕著になる令和 22（2040）年に向けて計画を定めます。

年度	……	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	……	令和22 (2040) 年度
計画 期間		第10期(本計画)							
					第11期				

4. 計画の策定体制

(1) 宇部市高齢者福祉計画審議会

本計画の策定にあたっては、事業の振り返りと計画の推進に関して必要な事項を審議するために、宇部市高齢者福祉計画審議会を開催します。

(2) 各種アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、高齢者の生活や必要な支援の実態、ならびに介護保険事業の関係者の現状と課題について把握するために、以下のアンケート調査を実施しました。

アンケート名	対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	宇部市に在住の要介護認定を受けていない 65 歳以上の方
在宅介護実態調査	宇部市に在住の要介護認定を受け、自宅で介護を受けている方(要支援 1・2、要介護 1～5)
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所
居所変更実態調査	宇部市全域の施設系・居住系事業所
介護人材実態調査	宇部市全域の介護保険事業所

(3) パブリックコメント

本計画の施策について広く市民に意見を求めるためにパブリックコメントを実施予定です（12 月頃）。